

問 犯罪被害者等に対するカウンセリングを行う場合、対応可能な精神科医・臨床心理士等の数、目安として必要と考えるカウンセリングの回数又は期間、目安として1回当たりのカウンセリングに支払うべき報酬額についてどのように考えるか。【厚生労働省、文部科学省】

(答)

文部科学省所管の公益法人である財団法人日本臨床心理士資格認定協会に問い合わせたところ、以下のとおり回答があった。

○対応可能な臨床心理士の数

犯罪被害者等の支援に係る研修等を受け、実際に犯罪被害者等のカウンセリングに対応できる臨床心理士は、見込みではあるが、2500人程度ではないか。

○目安として必要と考えるカウンセリングの回数又は期間

心理療法のなかに、短期間で効果的に問題の解決を行うブリーフセラピーという手法があり、その手法によれば2回から6回程度の回数が目安となる。

ただし、犯罪被害者等の場合、難しい問題を抱えていることがあるため、それ以上の回数のカウンセリングが必要になる場合もある。

○目安として1回当たりのカウンセリングに支払うべき報酬額

一概には言えないところであるが、1時間あたり3000～5000円程度。